東芝の職場から サービス残業 差別をなく

サー 東芝テクノでも一年半さかのぼって是正 ビス残業なくせ」 と労基署が指道

人残業の立ち入り調査・是正指導が行われています。 東芝の各工場では、 労働基準監督署が社員の訴えをとりあげて、 サー

深夜手当てを支給するなどの改善がおこなわれました。 監督署の立ち入り調査・指導内容の報告が行われ、 愛知工場ではサービス残業をなくす厚生労働省通達の説明会、 副参事以上役職者にも (2001年) 労働基準

が改定。 対象者のサー (2002~3年) 京浜事業所では、 ルやパソコンの使用時間がサービス残業の証拠となりました。 ビス残業代・総額5億円が支払われ、 鶴見労基署の指導でエー ・スワー Ŧ ク(二セ裁量労働制 スワー ク実施基準

診断を求めました。(2003年) 電機ユニオンが会社側と団体交渉を行って再発防ニオンと「労働運動を強める東芝の会」が協力し、円が支払われました。労基署への申告には電機ユニオンで、労働運動を強める東芝の会」が協力し、一年半社員の訴えで川崎南労基署が指導に入り、一年半小向工場内の東芝テクノネットワーク㈱でも、



鶴見)などにも労基書が調査に入っ 引き続いて東芝MC (旧多摩川工場) やT て ます。 M **& D 社** (旧入舟分工場

東芝社長へ差別是正申し入れ・地労委へ申立て 組合活動や思想信条による差別をやめよ

しつけ、 労組法に違反する不当労働行為です。 そして、 扇会をつくって労組活動に介入して扇会員を組合役員に送り込みました。 東芝では、 いま財界・大企業は、 労働組合を会社の言いなりにする攻撃を強めています。 現在も労組役員選挙などに役職者を送り込んでいます。 労働組合活動の弱体化をねらって会社が秘密労務組織・ 人減らしリストラ、賃下げ、年金制度の改悪をお これらは、 東芝

はいまだに地労委命令を守りません。 は申し立てた十名の仲間が全面勝利命令を勝ち取りました。 場から組合活動・思想信条差別、 東芝の職場を明るくする会は、 一九九五年には神奈川地労委へ差別是正申立てを行い、 このような不当労働行為をやめさせ、 男女差別をなくすために活動 二〇〇一年に してきまし 会社

が神奈川地労委に差別是正申立てを行い そこで、 れました。 二〇〇三年には、 ご支援をお願い 差別是正を早期に実現するため、 します。 三十名が東芝社長 二〇〇四年 月 差別是正を 新たに七名

#....##

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会 (東芝の職場を明るくする会) 川崎市幸区塚越2-225 安伸ピル Fax 044-533-1408